

「岩手県庁舎再整備基本構想策定支援業務」プロポーザル実施要領等に関する質問への回答

No.	資料名称	該当頁 該当行	質問内容	回答
1	資料1 プロポーザル実施 要領	2頁4 3行目	「複数の者による共同提案」とは、再委託予定企業との共同による提案が該当すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、「複数の者による共同提案」には、再委託予定企業との共同による提案が該当します。
2	資料1 プロポーザル実施 要領	3頁 (2)3 行目 (3)2 行目	「その他これに類する業務」に基本構想策定支援業務と同等である「在り方検討業務」は該当するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、「在り方検討業務」は、プロポーザル実施要領の「その他これに類する業務」に該当します。
3	資料4 プロポーザル審査 要領	2頁 2(3)	プレゼンテーションにおいて、スライドを画面投影のうえ、説明することは可能でしょうか。	選定委員会の会場には、県側において、スクリーンとプロジェクターを準備しますので、希望する場合は、持ち込みのパソコンをプロジェクターに接続して、スライドをスクリーンに投影しながら説明することが可能です。 なお、資料1プロポーザル実施要領7(2)ウに記載のとおり、業務提案書以外の追加資料を投影することは認めておりません。
4	資料4 プロポーザル審査 要領	2頁 2(3)ウ 1 行目	参加2名のうち、1名は業務責任者とする予定ですが、もう1名は共同提案者の担当者を見込んでよろしいでしょうか。	参加者1名を業務責任者とすれば、もう一方の参加者を共同提案者の担当者としても構いません。
5	資料3 業務提案書作成要 領	2頁 1(1)カ 1 行目	業務提案書について、縦使いをお認めいただくことはできますでしょうか。	業務提案書は横使い、縦使い、いずれの方法も可とします。
6	資料4 プロポーザル審査 要領	5頁「4 実 施方針」 以降	「評価項目」として掲げられている項目は、業務仕様書の「4業務内容」の一部と理解しています。つまり、業務仕様書の「4業務内容」に掲げられているものの、評価項目とされていない事項（例えば、想定される事業手法、整備スケジュールなど）については、評価の対象外と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、資料2-1業務仕様書の「4業務内容」に掲げられている事項であっても、資料3業務提案書作成要領の1(3)カ「①提案内容」及び資料4プロポーザル審査要領の「評価項目」とされていないものについては、評価対象外となります。

No.	資料名称	該当頁 該当行	質問内容	回答
7	資料1 プロポーザル実施 要領	7頁 37行目	7 受託候補者の選定方法等に関する事項 (2) 選定委員会（プレゼンテーション）ウ 開催方法等 「③ 会場には、プロジェクター及びスクリーンを用意する。パソコンその他プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意するものとする」とあります。プロジェクターはHDMI 接続、またHDMIケーブルは準備されていると考えてよろしいでしょうか。	プロジェクターはHDMI接続となります。 また、プロジェクターとHDMIケーブルは、県側で準備します。 それ以外の接続端子が必要な場合は、参加者において持参願います。
8	資料1 プロポーザル実施 要領	8頁 8行目	7 受託候補者の選定方法等に関する事項 (3) 受託候補者の内定・審査結果の通知 「イ 審査結果は、受託候補者を内定後、速やかに各参加者に郵送により文書で通知するとともに、県ホームページへの掲載により公表するものとする。」とあります。 業務提案書を含む、提出書類は公開されないと考えてよろしいでしょうか。	審査結果は県ホームページに掲載しますが、その際、業務提案書を含む提出書類は掲載・公開しません。
9	資料2-1 業務仕様書	6頁 15行目	8 成果品 ※ 電子データは、以下の保存形式を原則とする。「図面：JW-cad 及びpdf」とあります。JWW 形式でのデータで宜しいでしょうか。 また、DXF 形式での納品でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、JWW 形式のデータとなります。 また、DXF 形式での納品も可とします。
10	資料3 業務提案書作成要 領	2頁 21行目	1 業務提案書 (1) 提出書類 「カ 任意様式 業務提案書（A 4 片面横使い 15 枚以内（タイトルページを除く）」とあります。 業務提案書は、A 4 片面で、縦使いでもよろしいでしょうか。	業務提案書は横使い、縦使い、いずれの方法も可とします。
11	資料4 プロポーザル審査 要領	2頁 20行目	2 選定委員会（プレゼンテーション） (3) 審査方法 「ウ プレゼンテーションでの参加者 1 者当たりの出席者は2名以内とし、業務責任者として配置予定の者を出席させること。」とあります。 説明者の2名の他、パソコン操作者として1名の参加は可能でしょうか。	業務提案の内容に関与した助言・発言をしないことを条件に、パソコンその他の機材操作者を1名に限り同席することを認めます。